

# 令和8年度 二地域居住関係人口創出推進事業委託仕様書

「二地域居住関係人口創出推進事業委託」に係る仕様については、以下に定めるとおりとする。

## 1 業務の目的

### (1) 業務の目的

町では急激な人口減少が進む中、地域の活性化と関係人口の創出が重要な課題となっている。本業務では、本町の魅力を都市部へ効果的に周知し、移住・定住の前段階となる「関係人口」を多層的に創出することを目的とする。

従前のワーケーション推進をベースとしながらも、アクティブな若年・現役世代が、東伊豆町への愛着を持ち自発的に関わり続ける仕組みを構築し、これにより、単なる「訪問者」を「交流人口・関係人口」へと変容させ、二地域居住を入口とした交流・定住の促進を図る。

### (2) 業務の名称

令和8年度 二地域居住関係人口創出推進事業委託

### (3) 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月19日（金）

## 2 業務の仕様

### (1) 「二地域居住関係人口」創出に向けた視察ツアーの実施

若年層をターゲットとしたコンテンツの発掘及び仮設立案のため、現地視察ツアー（2日間）を実施

### (2) メディア・コミュニティ等を活用した情報発信

### (3) 都市圏を拠点にする企業や個人に向けたPR活動

### (4) その他二地域居住関係人口創出推進のための活動の実施

### (5) 上記事業に対する効果測定（レポート提出）

## 3 業務の実施体制等

受託者は契約締結後、本業務における作業項目と役割分担、スケジュール、実施体制等を記した「プロジェクト計画書」を作成し、委託者に提出すること。

## 4 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た秘密を他に漏洩してはならない。秘密の保持についてはプロジェクト計画書に記載された管理責任者のもと管理を徹底し、万全の措置を

講じるものとする。

## 5 その他の事項

- (1) 本業務における個人情報の取り扱いについては、別紙『二地域居住関係人口創出推進事業委託に係る個人情報取扱特記事項』による。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するに当たり、追加提案等があれば委託者に提案することができる。但し、別途費用が発生する場合には、その旨を事前に報告するものとする。
- (3) 本仕様書に定めることのほか、業務を遂行するに当たり疑義が生じたときは、その都度委託者と協議を行った上で対応するものとする。

## 二地域居住関係人口創出推進事業委託に係る

### 個人情報取扱特記事項

#### 第1 基本的事項

受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取り扱いに努めなければならない。

#### 第2 取得の制限

受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取得するときは、適法且つ適正な方法により取得しなければならない。

#### 第3 安全管理措置

受託者は、個人情報漏洩、滅失または毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 第4 従業者の監督

受託者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

#### 第5 再委託の禁止

受託者は、委託者の同意がある場合を除き、個人情報の取り扱いを第三者に委託してはならない。

#### 第6 複写又は複製の禁止

受託者は、委託者の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し又は複製してはならない。

#### 第7 資料等の廃棄

受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供を受け、又は受託者自らが作成した若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。但し、受託者が別途指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 第8 目的外利用・提供の禁止

受託者は、委託者の同意がある場合を除き、委託業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

#### 第9 取扱状況の報告等

委託者は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を受託者に報告させ、又は自らその調査を行うことができる。

#### 第10 事故発生時における報告

受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。